

第 19 回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 12 月 26 日 16 時 00 分開会 ～ 17 時 10 分閉会

2. 開催場所 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室

3. 出欠状況（出席委員 15 名）

1 番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2 番		姉崎 敏一	出席	
3 番		橋本 佳文	出席	
4 番		中島 和彦	出席	
5 番		大岩 則子	出席	
6 番		小山内 洋美	出席	
7 番		工藤 伸一	出席	議事録署名員
8 番		坂本 孝之	出席	議事録署名員
9 番		西野 和文	出席	
10 番		平野 貴史	出席	
11 番		寺澤 順一	出席	
12 番		中村 孝之	出席	
13 番		田中 浩巳	出席	
14 番		澤永 英樹	出席	
15 番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 報告第 1 号 | 委員会業務報告について |
| 報告第 2 号 | 使用貸借の解約について |
| 報告第 3 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 報告第 4 号 | 現地目証明願の会長専決処分について |
| 議案第 1 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |

- 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5 号 （公財）北海道農業公社による買入協議要請について
- 意見案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更（編入）について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中	紀和
	次長	市川	忠志
	主査	松野	優一
		大高	慶寛
	関	将司	

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 19 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、お疲れ様です。
残すところあと 5 日ほどで新しい年を迎えますが、農業経営に関して、
それぞれ思いはあるかと思いますが、一年を通してよかったのかなと思
っております。
令和 5 年の国産小麦の生産量のうち、北海道は 64%を占めております。
国民一人あたりの小麦の消費量が 30 キロ前後といわれる中で、時代と共
に日本人の食生活は変わってきており、外食産業や冷凍食品等でたくさ
んの小麦が使われるようになっております。最近では輸入小麦と国産小
麦の価格の差が近くなっている状況です。
現在 120 万人ほどの農家人口が 2050 年には 30 万人にまで減るという予
想も出ていることから、国として食料安保に対する政策をしっかりとっ
てほしいと思っております。
農地がなければ生産ができませんので、農地の保全を今後も農業委員会
として伝えていかなければならないと考えております。
本日の総会もよろしくお願いいたします。

事務局長： ありがとうございます。

恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。

7 番工藤委員、8 番坂本委員を指名します。よろしくお願いいたします。
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。

議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。

本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が 4 件、議案が 5 件、意見案が 1 件となります。

日程 3、報告第 1 号は、令和 6 年 11 月 27 日から 12 月 25 日までの委員会業務の報告となります。

日程 4、報告第 2 号は、使用貸借の解約について、1 件。

日程 5、報告第 3 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、5 件。

日程 6、報告第 4 号は、現地目証明願の会長専決処分について、1 件。

日程 7、議案第 1 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、2 件。

日程 8、議案第 2 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。

日程 9、議案第 3 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件。

日程 10、議案第 4 号は、農用地利用集積計画の決定について、64 件。

日程 11、議案第 5 号は、北海道農業公社による買入協議要請について、6 件。

日程 12、意見案第 1 号は、農業振興地域整備計画の変更（編入）について、1 件。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」 ご報告いたします。
令和 6 年 11 月 27 日から 12 月 25 日までの業務報告となります。

- 11 月 27 日 第 18 回恵庭市農業委員会総会
- 11 月 28 日 令和 6 年度全国農業委員会会長代表者集会
- 11 月 29 日 農用地利用調整会議
- 12 月 3 日 農用地利用調整会議
- 12 月 9 日 農用地利用調整会議
- 12 月 10 日 農用地利用調整会議
- 12 月 13 日 恵庭市議会第 4 回定例会（最終日）
- 12 月 16 日 農地法第 3 条聞き取り調査
現地調査
- 12 月 17 日 令和 6 年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会
農用地利用調整会議
恵庭市都市計画マスタープラン説明会
- 12 月 20 日 農用地利用調整会議
北海道農業会議第 9 回常設審議委員会

以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 2 号 使用貸借の解約について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「使用貸借の解約について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 2 号「使用貸借の解約について」
このことについて、下記のとおり通知があったので報告いたします。
番号 1 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED]
[REDACTED]㎡、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]
[REDACTED]、契約期間ですが、[REDACTED]から[REDACTED]
[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]に合意解約が成立しております。
解約理由につきましては、[REDACTED]のためであります。
以上、1 件の通知がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

会 長： 日程 5、報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑と
田、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和 6 年 5 月 31 日、取得
事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続
人は[REDACTED]さん、令和 6 年 12 月 4 日に届出されております。
番号 2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、
[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和 3 年 3 月 11 日、取得事由、相続、権利区
分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令
和 6 年 11 月 18 日に届出されております。
番号 3、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、

面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和6年1月29日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和6年12月4日に届出されております。

番号4、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑、現況、田と宅地と畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和6年4月2日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和6年12月10日に届出されております。

番号5、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和6年7月19日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和6年11月19日に届出されております。

以上、5件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第4号 現地目証明願の会長専決処分について

会 長： 日程6、報告第4号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第4号「現地目証明願の会長専決処分について」
このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので報告いたします。
番号1番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、申請、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]㎡、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]の[REDACTED]、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、現地調査ですが、事務局で令和6年12月17日に実施しております。
以上、1件の専決処分を行いましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

会 長： 日程 7、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
農地法第 18 条第 6 項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知
の成立状況の確認を求めます。
番号 1 番、2 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、
[REDACTED] m²、貸主、[REDACTED] の [REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] を仲介し、[REDACTED] の [REDACTED] さんが借りていたものでございま
す。契約期間ですが、1 番が [REDACTED] から [REDACTED]
[REDACTED]、2 番が [REDACTED] から [REDACTED] まででありました
が、1 番が [REDACTED]、2 番が [REDACTED] に合意解約が
成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED] のためであります。
以上、2 件の解約につきまして、ご審議賜りますようお願い申し
上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

会 長： 日程 8、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい
て」事務局より説明願います。

事務局： 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。
番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、
[REDACTED]㎡、譲渡人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]
[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作面積、[REDACTED]
[REDACTED]ha、家畜、なし、理由、[REDACTED]。権利区
分、売買、価格、10a当たり [REDACTED]円、総額 [REDACTED]円。場所につき
ましては地図番号1番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線
の土地となります。
この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可要件
に適合するものでございます。
以上、1件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い
申し上げます。

会 長： この案件対しまして、聞き取り調査を開催しております。
小寺代行より報告願います。

小寺代行： 12月16日、譲受人であります、[REDACTED]の[REDACTED]さんに出席をいた
だき、聞き取り調査を行いました。
聞き取り調査にあたっては、[REDACTED]さんの経営地の確認、取得理由、譲渡価
格、今後の営農計画を確認しました。
他の委員から特に異議がなく、聞き取り調査を終了しました。

会 長： 只今、事務局からの説明と聴取委員長からの報告がありました。何かご質
問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）

会 長： 日程9、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（知事
処分）」事務局より説明願います。

事務局： 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）」
このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、
[REDACTED]㎡、転用目的、[REDACTED]、権
利区分、所有権、譲渡人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]
[REDACTED]、現地調査ですが、西口会長、小寺代行、工藤委員、事務局
で令和 6 年 12 月 16 日に実施しております。場所につきましては、地図
番号 2 番、[REDACTED]の斜線の土地となります。次ペ
ージ以降、2 の 2、2 の 3 につきましては、求積図及び建物の図面等とな
っております。
以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い
申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 10、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であ
りますが、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につ
き、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。
番号 3 番、4 番について審議いたしますので、[REDACTED]の退席をお願いい
たします。

事務局： 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の
求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。
番号 3 番、4 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介
し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、
地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等
の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所についま
しては地図番号 4 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地と

なります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

次に、番号 33 番、34 番について審議いたしますので、[REDACTED]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 33 番、34 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 19 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

次に、番号 59 番について審議いたしますので、[REDACTED]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 59 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田

と畑、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 32 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番から 59 番が賃貸借、60 番から 64 番が売買となります。

番号 1 番、2 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 3 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 5 番、6 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 5 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 7 番、8 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 6 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 9 番、10 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。場所につきましては地図番号 7 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 11 番、12 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]

を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号8番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号13番、14番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、畑と宅地と田、現況、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号9番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号15番、16番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号10番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号17番、18番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号11番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号19番、20番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号12番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号21番、22番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、田、現況、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号13番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号23番、24番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号14番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号25番、26番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]

■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■。場所につきましては地図番号 15 番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 27 番、28 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介し、借主、■■■■■の■■■■■、土地の所在、■■■■■

■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■。場所につきましては地図番号 16 番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 29 番、30 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介し、借主、■■■■■の■■■■■、土地の所在、■■■■■

■■■■■、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、■■■■■m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、■■■■■。場所につきましては地図番号 17 番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 31 番、32 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介し、借主、■■■■■の■■■■■、土地の所在、■■■■■

■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■。場所につきましては地図番号 18 番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 35 番、36 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介し、借主、■■■■■の■■■■■さん、土地の所在、■■■■■、地目、

公簿、現況共に、畑、面積、■■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■。場所につきましては地図番号 20 番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 37 番、38 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介し、借主、■■■■■の■■■■■さん、土地の所在、■■■■■、地目、

公簿、現況共に、畑、面積、■■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■。場所につきましては地図番号 21 番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 39 番、40 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介し、借主、■■■■■の■■■■■さん、土地の所在、■■■■■、地目、

公簿、現況共に、畑、面積、■■■■■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■■。場所につきましては地図番号 22 番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 41 番、42 番、貸主、■■■■■の■■■■■さん、■■■■■を仲介

し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 23 番、[]、[]の斜線の土地となります。番号 43 番、44 番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 24 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 45 番、46 番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 25 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 47 番、48 番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、[]、地目、公簿、畑と田、現況、畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 26 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 49 番、50 番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 27 番、[]の斜線の土地となります。

番号 51 番、52 番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 28 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 53 番、54 番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[]m²、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、[]。場所につきましては地図番号 29 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 55 番、56 番、貸主、[]の[]、[]

■を仲介し、借主、■の■、土地の所在、■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、■。場所につきましては地図番号 30 番、■、■の斜線の土地となります。

番号 57 番、58 番、貸主、■の■、■を仲介し、借主、■の■、土地の所在、■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、■。場所につきましては地図番号 31 番、■、■の斜線の土地となります。

番号 60 番、所有権の移転をする者、■の■さん、所有権の移転を受ける者、■の■、土地の所在、■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■m²、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期は、■。場所につきましては地図番号 33 番、■、■の斜線の土地となります。

番号 61 番、所有権の移転をする者、■の■、所有権の移転を受ける者、■の■、土地の所在、■、地目、公簿、畑、現況、畑と山林、面積、■m²、所有権移転の内容、普通畑、土地の引渡時期は、■。場所につきましては地図番号 34 番、■、■の斜線の土地となります。

番号 62 番、所有権の移転をする者、■の■さん、所有権の移転を受ける者、■の■、土地の所在、■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■m²、所有権移転の内容、普通畑、土地の引渡時期は、■。場所につきましては地図番号 35 番、■の斜線の土地となります。

番号 63 番、所有権の移転をする者、■の■さん、所有権の移転を受ける者、■の■、土地の所在、■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■m²、所有権移転の内容、転作田、土地の引渡時期は、■。場所につきましては地図番号 36 番、■、■の斜線の土地となります。

こちらの土地は、■年後に■の■さんが取得するものでございます。

番号 64 番、所有権の移転をする者、■の■、所有権の移転を受ける者、■の■さん、土地の所在、■、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、■m²、所有権移転の内容、転作田と普通畑、土地の引渡時期は、■。

場所につきましては地図番号 37 番、■■■■、■■■■■■■■■■の斜線の土地となります。

利用権の設定等を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 番号 60 番から 63 番に対しまして、農用地利用調整会議を開催しております。

はじめに、番号 60 番について平野委員より報告願います。

平野委員： 12 月 9 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■■■■円で双方の同意をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 61 番について工藤委員より報告願います。

工藤委員： 11 月 25 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■■■■円で双方の同意をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 62 番について田中委員より報告願います。

田中委員： 12 月 10 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■■■■円で双方の同意をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 63 番について小寺代行より報告願います。

小寺代行： 11 月 11 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協

理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■ 円で双方の同意をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局からの説明と調整委員長からの報告がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 5 号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

会 長： 日程 11、議案第 5 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 5 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」農業経営基盤強化促進法附則第 3 条第 1 項の規定により、所有権移転に係る斡旋の申出があった農用地について、同法附則第 3 条第 2 項に基づき要請することについて、下記のとおり決定を求めます。

番号 1、所在、地番、■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■㎡、申出者、■■■の■■■さん、令和 6 年 12 月 10 日に申出されております。場所につきましては地図番号 38 番、■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 2、所在、地番、■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■㎡、申出者、■■■の■■■さん、令和 6 年 12 月 9 日に申出されております。場所につきましては地図番号 39 番、■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 3、所在、地番、■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■㎡、申出者、■■■の■■■さん、令和 6 年 12 月 3 日に申出されております。場所につきましては地図番号 40 番、■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号 4、所在、地番、■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、

■■■■■㎡、申出者、■■■■■の■■■■■さん、令和6年11月29日に申出されております。場所につきましては地図番号41番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号5、所在、地番、■■■■■、地目、公簿、田と雑種地、現況、田、面積、■■■■■㎡、申出者、■■■■■の■■■■■、令和6年11月29日に申出されております。場所につきましては地図番号42番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

番号6、所在、地番、■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■㎡、申出者、■■■■■の■■■■■さん、令和6年11月21日に申出されております。場所につきましては地図番号43番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。

以上、6件の申請がありましたのでご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

意見案第1号 農業振興地域整備計画の変更(編入)について

会 長： 日程12、意見案第1号「農業振興地域整備計画の変更(編入)について」事務局より説明願います。

事 務 局： 意見案第1号「農業振興地域整備計画の変更(編入)について」このことについて、市より農用地区域の変更に関して意見の提出を求められたので意見を問う。

番号1番、申請者、■■■■■の■■■■■さん、計画変更に係る土地、■■■■■、面積、■■■■■㎡、現況地目、畑、用途区分、農用地、変更内容、農用地区域への編入、変更の理由、当該申請者より、農用地区域への編入を求める申出があり、現状農地として利用されていることから、農業上の利用を確保すべき土地と判断し、農振法第10条第3項第1号の規定により農用地区域に編入する。場所につきましては地図番号44番、■■■■■、

■■■■の斜線の土地となります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第 19 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 7 番 委 員 _____

議事録署名委員 8 番 委 員 _____